

直西支部、役員会開催

直江津西支部では5月19日にコロナ禍で久しく開けなかった役員会を開催し、4名が参加。役員会の議題は、7月5日に開催される「民商総会」と「支部総会」について議論しました。「支部総会」については、コロナウイルスの影響もあるので開催しないこととし、役員選出などは「支部役員会に一任」してもらい、「会計報告」は支部の会員さんに届けることになりました。本部役員の選出は欠員もあることから、支部役員が責任をもって対象者にあたることになりました。

役員の中からは、「商売もこんな状況になってしまつて、消費税が期限までに払えていない」との切実な声も出され、「分割ではなしに、今コロナ対策で納税が1年間猶予されているし、払うまでの延滞金も免除されるそうだから税務署に行つて申請してきた方がいいよ」と仲間から言われ、早速税務署に行くことになりました。

このご時世だから、「何もしなければコロナに商売潰されてしまう」ので、貰えるものは何でも申請して支援金をいただければいいと思います。だけど、ちゃんと日頃から自主記帳・自主計算・自主申告していないとこういう時に泣きを見るケースも多々見られます。面倒でも常日頃の記帳がイザという時に生きてくるんですね。

支部による民商(本部)役員の選出と、民商総会(7/5)の代議員選出を早めにお願ひします

民商では7月5日(日)に行われる民商総会と民商共済会総会(同日開催)に出席される代議員の選出を支部にお願いしています。毎月開催の常任理事会で今総会の各支部の代議員定数が承認され承知されていることと思ひますが、6月の常任理事会に代議員名を報告いただけるよう宜しくお願い致します。今回の総会では、コロナ対策として少人数で懇親会は無しという異例

の形式で執り行うことになっております。会場も民商会館3階ホールで行います。出席代議員も極力少なく、三密を避けるために委任状による出席を認めることになっており、各支部から代表1〜2名程度を予定しております。それと共に民商本部役員(常任理事・理事)の選出もお願いしていますが、併せて宜しくお願い致します。

6月の常任理事会開催日の変更について

毎月第一月曜に開催してきます常任理事会ですが、6月は諸般の事情により1日ではなしに8日に変更となりますので宜しくお願いします。なお、常任理事には追つて案内をファックス等でお知らせするつもりですが、お間違えのないようお知らせいたします。

新潟県休業要請(5/7〜5/14)に係る協力金の「第2期分」支給について

民商では次の日程で相談会を開きます。

- ◇日時 6月3日(水) 13時半〜15時半
- ◇支給対象 遊興施設等バーキャバレー・スナックなど及び運動遊技施設
- ◇支給額 一事業者10万円
- ◇必要書類



①前回協力金の支給決定通知書
②申請書
③誓約書
④休業時の写真

なお、①の支給決定通知書がまだ届いていない方は無くても申請が出来ますが、運転免許証の写し・申告書の写し・営業許可証の写し・振込口座の写しなどがまた必要となります。

持続化給付金・相談会

まだまだ国の支援策である「持続化給付金」の相談会Ⅱ申請実務会の要望が多く、5月に引き続き6月も下記の通り実施します。「完全予約制」

◇日時 6月8日(月) 13時・14時(2回)

税金・融資・経営・くらしの相談は民商へ

10日(水) 13時・14時(2回)
各2名ずつとなります

◇支給対象

- ①ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- ②昨年より前から事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思がある事業者
- ③法人の場合

* 資本金の額又は出資の総額が10億円未満

* 又は、常時使用する従業員が2千人以下の事業

◇支給額

法人 2百万円 個人 100万円 昨年一年間の売上の減少分を上限とする

◇必要書類

直近の確定申告書の控え 売上減少となった月の売上台帳の写し 通帳の写し 表紙と見開き(身分証明書 個人)

※ 必要書類が準備できずましたら、民商まで予約の電話を入れて下さい。

申告書に収受印が無かったり、収入金額が書いてなかったり、収支内訳書が作れてなかったり、法人事業概況説明書が作れていなかったり等で困っている方も、民商に是非ご相談下さい。

労働保険料

第一期分引落日(納入期限)延期のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、第一期分の労働保険料の引落日が6月26日から8月7日に延期となりました。

つきましては、一人親方労働保険料の納入期限も6月25日から7月20日に延期します。

なお、労働保険料納付猶予(特例)の制度も制定されました。猶予の概要としては、新型コロナウイルスの影響により、事業に係る収入に相当の減少があった場合、申請により労働保険料の納付を1年間猶予することが出来ます。この納付猶予(特例)が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。詳しくは民商まで。